

宅建暗記【サエキ・リスト】

宅建業法 死亡等の届出・宅建士証 ≪#902≫

1 死亡等の届出 ※ 登録を受けている者(宅建士だけではない)

- ① 死亡 ⇒ 相続人が、死亡の事実を「知った日」から 30 日以内
- ② 心身の故障により宅建士の事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定める者となった場合
 - ⇒ 本人・法定代理人・同居の親族が、30 日以内
- ③ その他(破産等)の場合 ⇒ 本人が、30 日以内
 - ※ 登録の基準に該当することになった場合に注意

2 宅建士証の交付 ⇒ 登録を受けている都道府県知事

- #### 3 原則として、交付申請をしようとする者は、登録をしている都道府県知事が指定する講習(法定講習)で、交付申請前 6 か月以内に行われるものを受講
- ※ 法定講習 ○知事 ×大臣

4 合格から 1 年以内に宅建士証の交付申請をする者 ⇒ 法定講習不要

5 登録の移転とともに宅建士証の交付申請 ⇒ 法定講習不要

6 宅建士証の有効期間 ⇒ 5年

※ 登録の移転 ⇒ 従前の宅建士証の有効期間の残りの期間

7 宅建士証の提示義務

⇒ ①取引の関係者から請求があったとき

②重説の時 ※ 請求がなくても必ず提示

※ 胸に着用する方法でよい

8 宅建士証の提出義務

⇒ 事務禁止処分を受けたときは、速やかに、「交付を受けた」知事に提出

※ 事務禁止処分を行った知事とは限らない点に注意

Q. 甲県知事登録の宅建士が、乙県知事から事務禁止処分を受けた

A. 甲県知事に宅建士証を提出 ※ 乙県知事ではないことに注意

⇒ 事務禁止処分期間終了後、提出者の返還請求により、直ちに、返還

※ 返還請求があるまで、知事に返還する義務はない

9 宅建士証の返納義務

⇒ 下記の場合、交付を受けた知事に、速やかに、返納

① 登録消除

② 宅建士証が失効

③ 宅建士証の亡失により再交付を受けた後、亡失した宅建士証を発見

⇒ 「発見した」宅建士証を返納

10 宅建士証の罰則（10万円以下の過料）

① 重説の際、提示義務に違反

※ 重説ではなく、単に請求された際に、提示義務に違反しても罰則はないことに注意

② 事務禁止処分時の提出義務に違反

③ 登録消除・宅建士証の失効による返納義務に違反

【渋谷会】宅建講座をご利用ください

理解を深めたい ⇒ 「宅建基幹講座」インプット講座

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

基本から万全の準備 ⇒ 「宅建これだけで合格セット」上記2講座のセット

<https://shibuyakai.com/>